

各都道府県介護保険担当課 御中

## 介護保険最新情報

### 今回の内容

- 標準負担額減額認定証及び特定標準負担額減額認定証の様式について

(合計 本紙含め 4 枚)

vol. 40

平成12年2月25日

厚生省介護保険制度実施推進本部

\* 管下市町村に速やかにFAX送信いただきますようよろしくお願いいたします。

平成12年2月25日

標準負担額減額認定証及び特定標準負担額減額認定証の様式について

上記の証について、介護保険最新情報 vol.37でお知らせしたところですが、介護保険法施行規則の一部を改正する省令の公布までには日数を要しますので、先に標準負担額減額認定証及び特定標準負担額減額認定証の様式について情報提供させていただきます。

つきましては、管下市町村等における証作成に活用されますよう、ご配慮のほどよろしくお願いいたします。

なお、利用者負担額減額・免除認定証（旧措置者用も含む）については、昨年9月17日の全国課長会議でお示した様式で作成して下さい。

(表 面)

介護保険標準負担額減額認定証									
交付年月日		平成	年 月 日						
被 保 険 者	番 号								
	住 所								
	フリカ <sup>ナ</sup>	-----							
	氏 名								
	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日	性 別	男・女					
	適用年月日	平成 年 月 日	から						
	有効期限	平成 年 月 日	まで						
減 額 認 定 事 項									
保険者番号並びに保険者の名称及び印	<table border="1"> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>								

(裏 面)

<p>一 この証によつて介護保険施設に支払う標準負担額は、別</p> <p>二 食生の提供を受ける介護保険施設に減額するときは、被</p> <p>三 保険者とともに入所し、又は入院するときは、提出して</p> <p>四 件に該当しなく、かつ、遅滞なく又は減額認定の有効期</p> <p>五 限に達したときは、遅滞なく又は減額認定の有効期</p> <p>六 の証を添えて、届出をする際は、こ</p> <p>七 十四日以内に、この記載事項に変更があったときは、</p> <p>八 届出を、市町村にその旨を</p> <p>九 と不正にこの証を使い、刑法により詐欺罪</p>	<p>注 意 事 項</p>
---	----------------

備考 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。

(表 面)

介護保険特定標準負担額減額認定証  
(特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する認定証)

交付年月日 平成 年 月 日

被 保 険 者	番 号										
	住 所										
	フリガナ										
	氏 名										
	生年月日	明治・大正・昭和	年	月	日	性 別 男・女					
	適用年月日	平成	年	月	日から						
	有効期限	平成	年	月	日まで						
減 額 認 定 事 項											
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	<table border="1"> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>										

(裏 面)

注意事項

- 一 この証によつて特定介護老人福祉施設に入所中に食事の提供を受ける場合に支払う特定標準負担額は、別に厚生大臣が定める場合に支払う特定標準負担額は、別に被保険者の資格がなくなつたとき、減額認定の有効期限に至つたとき又は特定介護老人福祉施設を退所したとき(引き続き、他の指定介護老人福祉施設に入所する場合を除く。)は、遅滞なく、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 二 この証の表面の記載事項に変更があつたときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
- 三 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備考 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。